

令和4年度部活動規定

京都市立朱雀中学校

1. 目的

- ① 技能の向上だけでなく、体力の向上や健康な体づくりを目指す。
- ② 仲間と活発なコミュニケーションを図り、学習では見られない仲間の長所や短所を発見し、豊かな学校生活につなげる。

2. 活動時間

① 平日活動

- ・ 活動時間は2時間程度を原則とする。
- ・ 活動時間は以下の通りとする。 () は生グラウンド使用の場合。

	令和4年度は、年間を通して同じ活動時間とする
活動終了	17:00 (17:15)
完全下校	17:15 (17:30)

- ・ミーティングは活動日の時間内に行うこと。
- ・午前授業時は、一度下校し、原則14:30に登校とする。

② 休日活動

- ・活動時間は3時間程度を原則とする。
- ・土、日、祝日、長期休業中は、活動時間は9:00～16:00、完全下校16:15とする。
活動準備をする場合は、練習開始15分前からとし、顧問の先生の指導の下、準備に当たる。
- ・校舎への出入りは、活動に必要な物品の搬出・搬入(顧問の先生付き添い)以外は校舎内へは立ち入らないこと。
- ・登下校の時の出入りは、西門からすること。
- ・トイレはプール前のトイレを使用する。
- ・西校舎・体育館の鍵の管理は原則顧問の先生が行う。

③ 朝練習

- ・朝練習については、陸上部のみで8:00～8:20の間に本校グラウンドで行う。

⑤ 活動休止

- ・次の場合は活動を休止する。

- ・本校の定期テスト1週間前およびテスト当日（最終日は除く）。
- ・学校行事の前日・当日などで支障があると考えられる日。
- ・職員会議、研修会、支部授業研究会が行われる日
- ・入学式前日、卒業式前日、当日
- ・体育大会、文化祭 前日・当日
- ・夏季リーダー講習会、3年生を送る会の前日
- ・朱五学区民体育祭
- ・気象状況や健康安全上避けた方がよい時。
- ・その他突発的事態による時。

*ただし公式戦または校内行事などがあり、全顧問の先生が了解した場合は1時間程度活動が認められる。

⑥ 活動停止

次の場合は、活動を停止することがある。

- ・この規定が守られなかった場合。
- ・その他、問題が生じた場合。

3. 活動場所

- ・その年度に決められた活動場所、ミーティング教室、更衣場所を使用する。
- ・壬生グラウンド（サッカー部以外が使用したい場合）、本校グラウンド、体育館は各部活動の顧問の先生が決める。

4. 休養日

- ・平日1日以上、及び土曜日または日曜日に1日以上の休養日を設ける。
なお、休養日の曜日については各部の計画で確認すること。
- ・また、大会等で土曜日または日曜日の休養日に活動した場合は休養日を他の日に振り替える。

5. 服装

- ・体育部の服装については、体操服、各部活動で定められた服装、ユニフォームで行うこと。
購入については、保護者の方と相談すること。
- ・部活動によって公式戦参加にユニフォームを着なければならない場合や体操服を着て参加できる競技もある。
- ・高価なものは使用しない。
- ・部活動の服装やユニフォームを標準服の下に着用したり、授業や学校行事で使用しない。
- ・バレーボール部、サッカー部、バスケットボール部のユニフォームについては、学校で管理をする。
- ・部活動の服装や用具をもらったり譲ったりする場合は、自分たちだけでせず、保護者の方に直接してもらうこと。